



電気・ガス料金支援に伴う特例承認申請の実施について

2024年7月18日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、6月21日の岸田内閣総理大臣記者会見において、「酷暑乗り切り緊急支援」^{※1}として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

本要請を踏まえ、本日、電気料金の支援措置を供給条件に反映するため、離島等供給約款^{※2}と電気最終保障供給約款^{※3}における特別措置の設定を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせいたします。

今回の申請内容は、以下のとおりです。

1. 概要

毎月の電気料金計算において、燃料費調整単価または燃料費等調整単価から国が定める値引き単価を差し引いた単価を反映させます。毎月の値引き単価については請求書等にてお知らせいたします。

本特別措置の適用にあたり、お客さま自身でのお手続きは不要です。

2. 対象となるお客さま^{※4}

- ・ 離島等供給約款（低圧用・高圧用）に基づき電気の供給を受けるお客さま
- ・ 電気最終保障供給約款に基づき高圧で電気の供給を受けるお客さま

3. 適用期間

2024年8月使用分から10月使用分^{※5}の電気料金（9月分から11月分としてご請求する電気料金）に適用

4. 国が定める値引き単価

- ・ 2024年8月使用分から9月使用分まで^{※6}の電気料金（9月分から10月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価
 - 【低圧】4.0円/kWh（税込）
 - 【高圧】2.0円/kWh（税込）
- ・ 2024年10月使用分^{※7}の電気料金（11月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価
 - 【低圧】2.5円/kWh（税込）
 - 【高圧】1.3円/kWh（税込）

なお、定額制のご契約のお客さまには、別途値引き単価を定めます。

※1 物価高から国民を守る必要性や今夏の酷暑を心配する声が多いなかで今回の酷暑を乗り切ることを支援し、かつ即効性が高い対策として必要と判断したものとなります。詳細は、資源エネルギー庁特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

※2 当社サービスエリア内の離島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島）におけるお客さまに当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めています。

※3 当社サービスエリア内における高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまがどの小売事業者とも契約の合意に至らない場合に当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めています。

※4 特別高圧で受電されるお客さまは、今回の特別措置の対象外となります。

※5 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、9月使用分から11月使用分までが対象となります。

※6 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、9月使用分から10月使用分までが対象となります。

※7 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、11月使用分が対象となります。

以 上